

手続名
介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

手続説明

・概要
利用者が一旦介護サービス費用の全額を支払い、その後に保険給付分の支払いを受ける場合の申請手続きです。

・対象者
(1) 介護サービス利用前に、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を市に提出していなかった場合
(2) 介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証を提示できない場合
(3) 保険料滞納により支払方法が変更されている場合

※上記（1）から（3）の場合に、一旦費用の全額を支払った後で、介護保険から費用の9割の支給を受けるとき

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払い用）

・領収証

・サービス提供証明書（サービス提供事業所が発行します。）

手続詳細URL

出張所での取扱い なし	木曜延長・休日開庁の取扱い なし
-----------------------	----------------------------